区分	率又は額
健康保険法等の一部を改正する法律（以下「平成十八年改正法」という。）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第七十七号）第八条の規定による廃止前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令（昭和六十二年厚生省令第六号。以下「省令」という。）第四条に規定する算定率	○・一五〇四九〇
省令第十二条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・四四七六一
省令第十六条第一項第一号に規定する額	二円
省令第十六条第一項第二号に規定する額	百十一円六十銭
国民健康保険を行う市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び国民健康保険組合に係るもの	百十四円二十銭
国民健康保険を行う市町村及び国民健康保険組合以外の保険者に係るもの	五十七円二十銭
保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るものを除く。）並びに老人保健施設（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四条第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）に係るもの（施行法第二十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧老人保健法第四十六条の二第一項の規定による老人保健施設療養費の支給（以下「旧老人保健施設療養費の支給」という。）に係るものに限る。）	〇・〇〇〇〇一
薬局に係るもの（基金審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）	〇・〇〇〇〇〇
省令第十六条第二項において準用する省令第八条第一項第二号に規定する率	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
保険医療機関等及び指定訪問看護事業者に係るもの（薬局に係るものを除く。）並びに老人保健施設（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十三号）第八十七条第一項に規定する国民健康保険診療報酬審査委員会（以下「国保審査委員会」という。）における審査の申出を行わない場合に限る。）に係るもの（旧老人保健施設療養費の支給に係るものに限る。）	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
薬局に係るもの（基金審査委員会又は国保審査委員会における審査の申出を行わない場合に限る。）	〇・〇〇〇〇〇
平成十八年改正法附則第三十八条の規定によりなおその効力を有することとされた平成十八年改正法第七条の規定による改正前の老人保健法第五十六条第四項に規定する確定負担調整加算率	〇・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

○厚生労働省告示第八十七号

介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令（平成十一年厚生省令第九十一号）附則第二十四条の規定に基づき、平成二十一年度における老人保健施設療養費等確定率を次のように公示する。

平成二十三年三月三十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条第一項に規定する老人保健施設療養費等に要する費用に係る老人保健施設療養費等確定率（同法第五十六条第二項に規定する老人保健施設療養費等確定率をいう。）は、〇・〇〇九三六七六一〇〇七一〇とする。

○厚生労働省告示第八十八号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の三第三項の規定に基づき、厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率（平成九年厚生省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

第一号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「二・四四パーセント」を「二・三八パーセント」に改める。

第二号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「二・三八パーセント」を「二・三二パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第八十九号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率（平成十五年厚生労働省告示第九十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

第一号中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「二・四四パーセント」を「二・三八パーセント」に改める。

第二号中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「二・三八パーセント」を「二・三二パーセント」に改める。

○厚生労働省告示第九十号

確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（平成十四年厚生労働省告示第五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十日　　厚生労働大臣　細川　律夫

本則に次の一号を加える。

十　平成二十三年度　年率一・一パーセント